

2 性を売り物とする新たな形態の営業への対策（警視庁）

(1) 悪質な店舗の取締り

カーテンなどで囲った個室で、子どもが男性客を相手に添い寝やマッサージなどをする『女子高校生リフレ店』が増加し、児童買春などの犯罪被害の温床となるおそれが認められたことから、店舗に対する指導を行うとともに、平成25（2013）年1月、悪質な店舗に対する一斉摘発を実施した。

(2) 補導活動の強化

『女子高校生リフレ店』のほか、子どもが男性客を相手に模擬デートなどを行う『女子高校生散歩店』などの営業も出現し、実際にこれらの店舗で稼働する子どもが犯罪被害に遭う事例が発生していることから、稼働する子どもの補導を強化し、その保護を図っている。

(3) 地域における有害環境浄化活動

関係機関などと連携の上、街頭におけるチラシ配りに対する指導や子どもへの声掛けなどの活動を推進している。

配布バッジ



子どもへの声掛け



4 酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止

(1) 取締り・処分等（警察庁、法務省）

警察は、「未成年者喫煙禁止法」（明33法33）と「未成年者飲酒禁止法」（大11法20）に基づき、未成年者が酒類やたばこを容易に入手できないような環境を整備するため、指導取締りを徹底するとともに、関係業界が自主的に措置をとるよう働き掛けている。

検察は、「未成年者飲酒禁止法」や「未成年者喫煙禁止法」に違反する事案について、必要な捜査を行い、事案に応じた処分を行っている。

(2) 飲酒防止（国税庁）

国税庁²¹⁴は、未成年者飲酒防止をはじめとする酒類の販売管理の徹底を図る観点から、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（以下「表示基準」という。）の策定や、酒類小売販売場ごとに酒類販売管理者の選任を義務付けるなどの所要の措置を講じている。また、国税局長が委嘱した酒類販売管理協力員が収集した情報などを踏まえ、職員が表示基準の遵守状況を確認し、違反のあった場合には是正指導を行っている。このほか、酒類業界に対して、未成年者飲酒防止に配慮して販売、広告・宣伝を行うよう要請するとともに、購入者の年齢確認ができない従来型自動販売機の撤廃といった取組を支援している。

214 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>

酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、公正取引委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、国税庁）は、毎年4月を未成年者飲酒防止強調月間と定め、啓発用ポスターの作成・配布による全国的な広報啓発活動を連携して行っている。また、全国小売酒販組合中央会が実施している「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」やビール酒造組合を中心に実施している「STOP！未成年者飲酒」プロジェクトの取組を支援するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図っている。

(3) 喫煙防止（財務省）

財務省²¹⁵は、未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機を設置する場合には成人識別自動販売機とすることをたばこ小売販売業の許可の条件としている。また、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認などを行った上で販売することをたばこ小売販売業の許可の条件としている。これらの条件に対する違反のあった場合には、「たばこ事業法」（昭59法68）に基づく行政処分（許可の取消し・営業停止）の対象となる。

第6節 大人社会の在り方の見直し

1 雇用・労働の在り方の見直し

(1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に基づく取組の推進（内閣府）

内閣府は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」とその「行動指針」に基づく施策を推進している²¹⁶。仕事と生活の調和推進官民トップ会議（経済界、労働界、地方公共団体の代表者、関係閣僚などにより構成。）の下に設置された仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、仕事と生活の調和の実現の状況について最新の各種調査結果をもとに点検・評価を行うとともに、その結果を政策や取組に反映させることで、各主体における実態に即した効果的な取組を推進している。また、社会的気運の醸成のため、国民運動「カエル！ ジャパン」キャンペーンを展開している。平成25（2013）年度は新たに、介護休業や介護保険といった制度や介護サービスなどに関する情報を一元的に提供するコンテンツを制作し、仕事と生活の調和ポータルサイトに掲載した。平成26（2014）年度には、企業経営者を対象とするトップセミナーの開催や、各地域・各分野において男性の意識改革や働き方の見直しを先導するキーパーソンの育成に取り組んでいく。

(2) 仕事と子育ての両立支援（厚生労働省、農林水産省）

厚生労働省は、「育児・介護休業法」（平3法76）²¹⁷の周知・徹底を図るとともに、法律に規定されている育児・介護休業や所定労働時間の短縮などの措置などの両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している²¹⁸。また、「次世代育成支援対策推進法」（平15法120）（以下、「次世代法」という。）に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出の促進や、厚生労働大臣の認定制度と認定マーク（愛称：くるみん）の認定取得促進と認定に基づく税制優遇措置の周知を図っている。平成25（2013）年12月、平成26（2014）年度末までの時限法である次世代法の10年間の延長や新たな認定制度の創設などを内容とする報告が取りまとめられ、労働政策審議会雇用均等分科会から厚生労働大臣に建議が

215 http://www.mof.go.jp/tab_salt/topics/index.html

216 <http://www.cao.go.jp/wlb/index.html>

217 短時間勤務制度の措置義務や所定外労働を免除する制度の新設のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の休業期間の延長（パパ・ママ育休プラス）など父親の育児休業の取得を推進するための制度の導入を内容とする改正が平成21（2009）年6月に行われた。このうち、短時間勤務制度・所定外労働の免除の制度・介護休暇については、従業員数100人以下の事業主は適用が免除されていたが、平成24（2012）年7月に全面施行された。

218 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/